

令和7年第4回定例会議案審査特別委員会会議録

令和7年11月26日 午後1時27分 開 会

出席委員

委員長	小倉 博
副委員長	塚本 直樹
委員	矢口 龍人
委員	佐藤 文雄
委員	岡崎 勉
委員	設楽 健夫
委員	櫻井 繁行
委員	久松 公生
委員	櫻井 健一
委員	鈴木 貞行
委員	服部 栄一
委員	石澤 正広
委員	鈴木 更司
委員	井出 有史

欠席委員

委員	小座野 定信
----	--------

出席説明者

市長	宮嶋 謙
総務企画部長	横田 茂
市民部長	岩井 雄一郎
保健福祉部長	羽成 英明
産業経済部長	貝塚 裕行
都市建設部長	稲生 政次
教育部長	仲澤 勤
消防長	町島 修
総務企画部企画監	樽見 大輔
総務課長	谷中 博文
秘書人事課長	神野 厚
市民課長	小池 陽子
社会福祉課長	君崎 高弘
介護長寿課長	関 克明

子育て支援課長	越 渡 貴 之
健康増進課長	渡 邊 有 美
国保年金課長	豊 崎 良 憲
農林水産課長	篠 崎 政 彦
商工観光課長	猪 俣 直 宏
都市整備課	石 毛 一 朗
学校教育課長	斎 藤 隆 男
生涯学習課長	山 口 由 晃
予 防 課 長	大 川 賢 一
生涯学習課副参事	山 口 浩 史

出 席 書 記 名

議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子
議会総務課主幹	川原場 智
経営企画課主任	藤 澤 國 臣
生涯学習課主事	鈴 木 綾 華

議 事 日 程

令和7年11月26日（水曜日）午後1時25分 開 会

1. 市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 議案第81号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (2) 議案第82号 財産の無償譲渡について
- (3) 議案第83号 かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第84号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第85号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第86号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第87号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- (8) 議案第88号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

3. 散 会

開 会 午後1時25分

○小倉 博委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和7年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名いたします。

経営企画課、藤澤國臣君、生涯学習課、鈴木綾華君、以上2名を追加して指名いたします。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和7年第4回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦労さまでございます。

審査いただく議案は全部で8件ございまして、内訳は、条例に関する議案が5件、財産の取得に関する議案が1件、予算に関する議案が2件でございます。

つきましては担当部長から説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小倉 博委員長

ありがとうございました。

ここで、市長は退席となります。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 1時26分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時26分]

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいようお願い申し上げます。

ここで執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書は、説明ページ番号を言ってから説明されますようお願い申し上げます。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけではなく、簡明な説明と答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第87号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署にまたがる議案であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の保健福祉部子育て支援課の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決することといたします。

それでは、議案第87号のうち、総務企画部の所管に係る部分を議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

それでは、説明をさせていただきます。

まず、議案集17ページをご覧くださいと思います。

補正予算のうちの第2表債務負担行為のうち、総務企画部経営企画課で所管しています総合計画の策定業務の件につきまして、債務負担行為を設定させていただくものでございます。1879万2000円、令和7年度から8年度と、表記上は2年になっておりますけれども、実質は令和8年度1年の策定予定でございます。準備期間がありますので、今年度から設定をさせていただきます。

続きまして、経営企画課関連の説明をさせていただきます。

議案集23ページ、概要書につきましては13ページでございます。

企画調整に要する経費といたしまして、ただいま説明させていただきました総合計画の関係で今年度中にアンケートを実施したく、関連の経費34万9000円を計上させていただいております。

この発送につきましては無作為抽出2,500通を予定しております。また、それ以外の市民の方にもいろいろとご意見を賜れるように、別途、紙の対応もさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、経営企画課に対する質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

債務負担行為は、今回の企画調整に要する経費のアンケート調査、この1件を対象にしているんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

今回、歳出で上げさせていただいているものは、業務委託ではございませんで、私どもでアンケートを実施するというものでございます。

債務負担行為は業務委託ということですので、これは策定支援をいただく業者をこれから選定いたしまして、そのための債務負担ということでございます。

○佐藤文雄委員

アンケートの調査は市が独自でやると、2,500通。これは、対象は市民だと思いますが、年代別とかそういうことは関係ありますか。内容を教えてください。

○総務企画部長（横田 茂君）

16歳以上の市民の方2,500名を無作為抽出して、対象とするということでございます。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

○櫻井繁行委員

企画調整に要する経費のところの関連なんですけれども、2,500通、16歳以上無作為抽出というお話が部長からありましたけれども、ある程度予算を要するものなので、回収率の目標値、また、総合計画の策定を念頭に置いているんでしょうけれども、前回行ったときの回収率とか、実績と目標をお聞かせ願えますか。

○総務企画部長（横田 茂君）

前回の回収率でありますけれども、44.16%でございます。

目標は、前回を上回るような回収率は達成したいなということでございます。

そのために、例えば無作為で抽出いたしますけれども、それ以外に意見をもらえるように、紙で公共施設に据え置いたりして、そういう対応もこれから考えたいなというところでございます。

○櫻井繁行委員

44.16%ということで、あまり高くないようなイメージもあるんですけれども、それをしっかり上回ってほしいと思うんですけれども、その公共施設に紙媒体のアンケート資料というのは予算的には取られているんですか。それとも、ほかの予算を使っていくのか、その点をお伺いします。

○総務企画部長（横田 茂君）

特に予算措置はなく、対応しようと思っています。

○櫻井繁行委員

どこの予算で対応するのですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

アンケート用紙そのものはこの印刷製本費で対応できます。あと、それ以外の回収方法につきましては、独自に回収方法を考えましてやりたいというふうに思っています。特に、それには予算はあまり関わらないというふうに思っています。

〔「関わらないって、意味が分からない」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○櫻井繁行委員

補正予算ということですので、ちょっと詳細をお伺いしたんですけれども、要は何が言いたいのかというと、やっぱり44.16%以上に市民の声が反映されるような形を取ってもらって、よりよい総合計画がもちろんベストなことだと思うので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、広報誌等でそういったアンケートを行うということ、公共施設に置いてあるというのも、無作為抽出の2,500通と一緒にダブルスタンダードでいくんでしょうから、しっかりその辺も周知徹底しながら進めていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務企画部長（横田 茂君）

広報誌で、十分周知していきたいと思っております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

無作為抽出以外にホームページ等で意見を聴取するということですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

無作為抽出の対象にならなかった方もおいでだと思いますから、そういった方の意見聴取も行うという意味で、そういった対応をしたいと考えております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

そもそもこのアンケートって、何のアンケートをやるんですか。今までの、新しい政策を進めていく上でのアンケートなのか、あるいは、図書館、交流センターとかそういう話で大分軌道修正してきていると思いますけれども、これは何のアンケートなんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

このアンケートは、特定の何か政策云々ということではなくて、総合計画を策定するためのアンケート、つまり、幅広に様々な課題等についてのアンケートをお聞きするというようなイメージです。

これまで総合計画の策定支援のときに業者を含めてやられていたアンケートと、大方差はないかなというふうに思っています。

○設楽健夫委員

今までのコンサルとか業者が実施するアンケートというのは、日本全国ある意味では様々なところに通用もするようなアンケートだったと思いますけれども、今回はそこを通さずに、行政がそのアンケートの内容を定めていくとするならば、そのアンケートはどのような内容のアンケートを実施するのかということについては、議会にもあらかじめやはり提示してやっておく必要がある、そういう内容ではないんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

内容について、議会にも事前にとということであれば、そのように対応したいと思います。

○設楽健夫委員

基本的には、これは農林水産業から始まって一次産業、あるいは都市計画の問題含めて、今後の行政施策に影響してくる内容がこの中に入ってきているとすれば、そういうことは事前にやはり議会に提出しておく必要があるんじゃないかと思います。

○総務企画部長（横田 茂君）

先ほどお答えさせていただきましたとおり、幅広に意見を募りたいというような趣旨でございますので、何かある特定の重要な政策を掘り下げるような、そういったことにはならないようには準備しているとは思っています。

○設楽健夫委員

そうすると、何のためのアンケートなんですか。幅広の具体的な政策には関わらないような内容のアンケートをやると。どういうアンケートなのかちょっと分からないんですけれども。

○総務企画部長（横田 茂君）

あくまでも総合計画を策定するために必要だと、前のようなアンケートを実施するということですので、あらゆることについて幅広に意見を募れるようなアンケートにするということでございます。

○設楽健夫委員

分かりました。

事前に議会に報告があるということなんで、そこでまず意見を申し述べることもできるというふうに理解してよろしいんですかね。

○総務企画部長（横田 茂君）

それは全然問題ないと思いますが、あくまでも幅広に意見を募り、総合計画策定に資するような準備を必要とするためでございますから、その範囲でということでございます。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○総務課長（谷中博文君）

それでは、総務課所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案概要書は11ページ、13ページ、議案集は23ページをお願いします。

02庁舎等財産管理事業の01千代田庁舎管理に要する経費、10節の需用費の光熱水費になります。

金額につきましては、189万8000円の補正予算となっております。

まず、今回の庁舎再編につきましては、市民サービスの向上を目的として実施したものではございますが、千代田庁舎の光熱費につきましても一定程度の使用面積の縮小と利用時間の短縮等により一定の削減が見込めると考えていたところでございます。

実際のところにつきましては、防災センター内のサーバー類などを含め、庁舎を稼働するに当たり必要な設備の割合が相対的に大きかったことから、当初想定した削減幅には届かない結果となっております。

現状では、9月末までの実績と冬場の光熱水費の増加の傾向を踏まえまして、今年度は対前年度比で1割程度の減にとどまる見込みでございます。今回は、その不足額につきまして、最小限の範囲で補正をお願いするものです。

続きまして、修繕料になります。

金額につきましては154万円でございます。

令和7年7月1日の落雷被害による修繕費でございまして、電気時計設備修繕、改修に係る工事費用の110万円と、防災センターのリモコンスイッチの交換に要する費用の44万円でございます。

電気時計設備の配電盤につきましては、本館の1階、2階、3階と防災センターの4か所に分かれておりまして、そのうち本館の3階部分と防災センターの2か所が損傷している状況でございます。

また、防災センターにつきましては、照明設備自体には問題はございませんが、本館1階部分の照明設備のリモコン操作ができない状況になっております。

なお、当該費用につきましては、金額の確定後、保険対応の予定でございます。

続きまして、02の霞ヶ浦庁舎管理に要する経費の13節の使用料及び賃借料でございます。

バスの借上料でございまして、285万円となっております。

こちらのバスの借上料につきましては、コロナ禍が明けて以降、毎年伸びている状況でございまして、仮予約の現状と令和6年度の実績値を踏まえまして、令和7年度の見込額につきましては884万5100円程度の見込みでございまして、今回、その差額分を計上させていただいたものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

バスの借上料の実績示してもらえますか。

○総務課長（谷中博文君）

令和6年度の実績につきましては、台数が77台でございまして、決算額としましては772万4888円となっております。

また、今年度9月末までの実績でございますが、こちらにつきましては25台利用がありまして、267万7400円の執行状況となっております。

○設楽健夫委員

これはどういう場合に借上げというのは発生しているんですか。

○総務課長（谷中博文君）

主な理由でございますが、4点ございまして、1点目は老人福祉事業に使われるもの、2点目は心身障害児の福祉事業に使われるもの、3点目は母子寡婦事業、その他特に必要と認められる事業の4点となっております。

○設楽健夫委員

このバスの借上料は、福祉事業でよく使っているという場合も見たり伺ったりしますけれども、この借上げのバスはどういう場合に借りられるのかということで聞かれることもありますんで、その借上げの団体、それがどういう形で、どのぐらいの人数で借り上げてきているのか、資料を出してください。

○小倉 博委員長

暫時休憩します。 [午後 1時47分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時48分]

○総務課長（谷中博文君）

バスの借上料につきましては3種類ございまして、人数によりましてその大きさを割り当てております。

小型というものが21台、中型が27人以下、大型が48人以下ということになっておりまして、それぞれの人数に応じた福祉バスを利用いただいております。

○設楽健夫委員

どういう団体が利用しているのかということです。資料を出してくださいという意味です。

○総務課長（谷中博文君）

後ほど実績を出させていただきたいと思います。

○小倉 博委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡単をお願いいたします。

○秘書人事課長（神野 厚君）

それでは、秘書人事課所管分の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、お手元の議案集27ページをお願いいたします。

給与費明細の中段にございます2の一般職、（1）総括の比較の欄をご覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、令和7年10月1日採用や人事異動に伴う職員配置の変更によりまして、職員等人件費について所要の補正を行うものでございます。

内訳としましては、給料410万円、職員手当249万1000円、共済費44万円をそれぞれ増額しまして、総額で703万1000円を補正するものでございます。

続きまして、予算の計上科目ごとにご説明いたします。

議案集24ページをお開きいただきたいと思います。

まず、ページ下段に記載の3款民生費で252万3000円を増額するものでございます。

次に、議案集25ページをお開きいただきたいと思います。

ページ中段に記載の5款農林水産業費で450万8000円を増額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書人事課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第87号のうち、産業経済部の所管に係る部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、議案第87号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、産業経済部所管の補正予算につきまして、農林水産課長、商工観光課長それぞれにより説明をさせていただきます。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

それでは、農林水産課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、特定財源を含むものもありますので、最初に歳出予算からご説明をさせていただきます。

議案集25ページをお開きください。

議案概要書はタブレット端末15ページ、中段以降になります。

それでは、議案集中段にあります5款1項3目農業振興費、右の説明欄01農業振興事業、0101農業振興に要する経費でございます。

内容といたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、生産拡大に向け、かんしょの作付支援を行うかんしょ生産拡大支援事業補助金で、当初4ヘクタール程度の作付面積を見込んでございましたが、作付拡大に伴いまして、その増加分であります3.7ヘクタール分の増額補正を行うものでございます。

次に、その下で、新規就農者への支援に係る補助金で、経営開始資金補助金及び経営発展支援事業補助金につきましては、新規就農者の市外への営農地の変更に伴います不交付や新規就農者の事業採択が

なかったこと、及び融資を受けて機械や施設の導入などの事業活用者がいなかったことに伴いまして減額補正を行うものでございます。

次に、その下で、5目土地改良費、右の説明欄01土地改良事業、0101土地改良整備支援に要する経費でございます。

内容といたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、土地改良区が当該施設の改修等に県単土地改良事業を活用した際、市が上乗せ支援をする県単土地改良上乗せ補助金で、かんがい用水に係る事業の場合は事業費の10%を、排水に係る事業費の場合は12.5%の上乗せ補助を行うものでございます。

今回、3土地改良区が対象でございまして、用水に係る事業5事業、排水に係る事業1事業、合計で6事業の実施に伴い、増額補正を行うものでございます。

次に、歳入予算についてご説明をさせていただきます。

議案集21ページをお開きください。

先ほど歳出予算でご説明させていただきました新規就農者に係る補助金につきましては、補助率100%であることから、上から4段目、16款2項4目農林水産業費県補助金、右の説明欄のとおり、歳出予算と同額の減額補正を行うものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

新規就農者が減だということなのですが、当初何人で、今回は何人になったという、人数を教えていただけますか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

まず、次世代人材投資資金につきましては、3名のところが2名になっている状況でございます。

それと、経営開始資金補助金につきましては、6名分の予算となっております。

それと、経営発展支援事業補助金につきましては、1名分の予算となっております。

○佐藤文雄委員

次世代が3名から2名でしょう。それと、経営開始が6名と言っていたでしょう。その前は何人なんですか。それと、経営発展支援も1名だけれども、その前は何人なのかという、前と後をちゃんと教えてくださいよ。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

まず、次世代人材投資資金のほうにつきましては、3名から2名です。

それと、経営開始資金につきましては、6名からゼロです。

それと、経営発展支援事業補助金につきましては、1名がゼロです。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

何か非常に寂しい現状ですね。これは、予想していた6名とか1名というのは、それなりのヒアリングというか、あったんじゃないかなと思うんですが、そういうヒアリングをして計画を立てたんじゃないんですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

まず、経営開始資金補助金につきましては6名分ということで、2名の方が本来受ける方ということでございまして、その方につきましては、1名の方は先ほどご説明したとおり、営農地を市外に変更されたことによりまして不交付ということです。

もう1名の方につきましては、今回のこの資金については受けないということでの自己申告がございましたので、こちらについても不交付。

それと、令和6年度に新規採択者の2年目分ということで2名分の予算措置をしていたんですが、令和6年度につきましても採択者がゼロ名となりました。あわせまして、今年度、令和7年度につきましても2名分、新規の採択予定者という形で、合計6名分予算を措置させていただいたところですが、実績は現状でゼロということでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

かんしょ支援事業、4ヘクタールのところ、プラス3.7ヘクタールという話がありましたよね。これは具体的にはどの地域なのかというのが一つと、もう一つは、全部かすみがうら市の作付者、市外から入ってきたということではないんですね。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

この作付者につきましては、全て市内の農業者でございます。

それと、いわゆる作付地につきましては、それぞれの農家に応じて、その農地の保有状況にもよりますが、中志筑でやられている方、また、大和田地区でやられている方、あとは下大堤地区、また牛渡地区という形で、それぞれの農家に応じた、農地の保有状況に応じて作付をされている状況でございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

はい。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡単をお願いいたします。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

それでは、商工観光課所管の補正予算について説明いたします。

議案集21ページをお願いいたします。

歳入となります。

15款2項5目商工費国庫補助金、1節の商工費補助金、特定地域づくり事業推進交付金13万6000円の

増額となります。

これに関しまして、歳出となりますが、議案集26ページをお願いいたします。

6款1項2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金、01商工振興事業の商工振興に要する経費で、特定地域づくり事業推進補助金27万3000円の増額でございます。

地域の事業者が組合員となりまして職員を雇用し、それぞれの事業者に人材を派遣する国の特定地域づくり事業協同組合制度を活用しまして、農業に特化した組合として設立しましたかすみガウガウら協同組合が本年度より事業を展開しているところでございますが、当初計画より事業費が若干増加したことによりまして、国からの補助増に併せて、歳出についても増額補正をするものでございます。

続きまして、4目観光施設費、12節委託料、01観光施設等管理運営事業、0101の雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費、ネイチャーセンター空調設備等改修設計業務委託93万5000円となります。

雪入ネイチャーセンターにおきまして、雪入・三ツ石地域に生息する小動物を紹介しております展示室内の空調が故障しており、その修繕工事のための設計業務費用となります。

令和8年度には修繕工事を計画いたしまして、工事費につきましては、国定公園内における整備費が対象となります自然環境整備交付金を活用していきたいと考えております。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、商工観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

特定地域づくりの件ですが、このかすみガウガウら協同組合を設立したんですね。それで、当初の設立の規模というか、それがどういうふうに変ったのか。それが変ったために増額したということだと思うんですが、教えていただけますか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

規模としましては変わらないんですが、派遣する職員が若干働き先で残業したりとか、そういうことが若干増えたことにより、事業費が少し大きくなったということでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

規模は変わらないけれども、事業の中身が増えたということで補正したということですか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

これまでの実績を見て、年度末までに増額が想定されたものですから、国へは事前に相談をしており、今回補正を措置させていただくものでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

何かその要因なんかは分かりますか。つまり、残業が多くなったということでしょう。だから、仕事が非常に忙しくてということだと思うんだけど、その中身については分かっていますか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

事業の細かい中身まで詳細は把握しておりませんが、現在、派遣職員は3名おりまして、今回の補正予算を時給で割りますと、月約13時間程度増加すると推定されます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

ちょっと話がよく見えないので、後ほどでも結構ですが、定款を出していただけないか。

○商工観光課長（猪俣直宏君）

事業組合の役員にも確認をしまして、提出できればさせていただきたいと思います。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第87号のうち、都市建設部の所管に係る部分を議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はないですか。

○都市建設部長（稲生政次君）

都市整備課長からご説明申し上げます。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡単をお願いいたします。

○都市整備課長（石毛一朗君）

それでは、都市整備課所管についてご説明いたします。

議案集は同様のページ、26ページをお開きください。

6款1項2目商工振興費、03企業立地促進事業、18節負担金、補助及び交付金、0301企業立地促進に要する経費のうち5000万円を増額するものです。

企業立地促進条例の規定に基づきまして本市における企業の立地を促進するため、新規案件、こちらは運送業1者、製造業1者でございますが、こちらを助成により支援することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済的発展に資することを目的に計上するものです。

なお、現在のところ2者を合わせた合計額としておりますが、企業立地促進助成につきましては、本年度から令和9年度の3年間にわたり分割交付し、支援することとなります。

説明は以上となります。審査のほどよろしくをお願いいたします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

企業立地の促進の補助金ということなんでしょうけれども、今、課長から2者というお話がありましたが、この5000万円の内訳と、加えて補助率なんかも教えていただければと思うんですが、お願いします。

○都市整備課長（石毛一朗君）

それでは、説明いたします。

今回、企業立地促進条例に該当する事業者としては、運送業者1者、および製造業者1者というふうになってございまして、内訳としましては、設備投資及び敷地整備等助成金、設備投資助成金としまし

て、100分の10を乗じた額としております。

1 者の内訳としては、設備投資の額が見込みとして13億円ございまして、そちらの10%といたしまして1億3000万円を計上、また、雇用促進助成金として、雇用が5名ほど予定されておりまして、こちらに対する助成として1人当たり30万円、合計で150万円、1 者の合計としては1億3150万円となりまして、それを3年間で割り返して交付するような形となります。そうしますと、大体1 者当たり4383万3000円でありまして、そちらが運送業のほうです。

もう1 者、製造業につきましては、設備投資の上限額1億600万円となりまして、その10%である1060万円が助成の対象となりまして、こちらも雇用促進助成金としまして4名ほど雇用を見込んでおりまして、そちらが1人当たり30万円掛ける120万円ということで、合計1180万円の助成となります。それを3年で割り返しますと393万3000円となりまして、およそ毎年、端数調整はございますが、余裕も見込みまして5000万円の計上となっております。

○小倉 博委員長

ほかに。

○佐藤文雄委員

かなり細かく説明していただいたので、それを一覧表で作っていただけませんか。3年間の助成です。よろしいですか。

○都市整備課長（石毛一朗君）

そのようにさせていただきます。ご提出させていただきたいと思います。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○小倉 博委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第87号のうち、教育委員会の所管に係る部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（仲澤 勤君）

それでは、一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会所管分のものを学校教育課長及び生涯学習課長からおのおの説明をさせていただきます。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

それでは、議案第87号、令和7年度一般会計補正予算（第5号）のうち、学校教育所管の部分について説明させていただきます。

学校教育課の補正につきましては、債務負担行為の補正ということで、債務負担行為設定のみでございますので、よろしくお願いいたします。

議案集の17ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正、表の3段目、下稲吉中学校給食輸送用備品、令和7年から令和8年の期間でございまして、3000万円となっております。

下稲吉中学校給食室改修工事を実施するに当たりまして、工事期間中の給食をケータリングにより実施するため、給食の運搬に関わる備品等を整備するものでございます。

整備する備品の内容といたしましては、給食を運搬するためのコンテナや調理後の給食を入れる食缶、汁物用とか焼き物用とかですね。そういった食缶と、食缶の洗浄後に保管します消毒保管器ですとか、その後、食材等を保管します冷蔵庫とか、備品を購入する予定となっております。

改修工事の実施予定に合わせ、今年度中に発注をいたしまして、来年度、令和8年度に納品とすることから、債務負担行為の設定をするものとなります。

説明については以上でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○生涯学習課長（山口由晃君）

それでは、議案第87号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、生涯学習課歴史博物館所管分について説明をさせていただきます。

9款4項4目、03文化財事業、0302埋蔵文化財に要する経費のうち、7節報償費、試掘調査協力員謝礼287万2000円、13節使用料及び賃借料、試掘作業用重機借上料293万5000円、合わせまして580万7000円の補正でございます。

内容といたしましては、今年度に入り、開発事業等に伴い、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の有無確認が増加しており、包蔵地対象地内の場合と同法により諸手続を踏み、試掘を実施している状況でございます。

本市における埋蔵文化財包蔵地対象地の多くは、太陽光発電施設建設が増加している状況と併せて、今年度に入り、農業法人が市内において大規模農場整備事業に着手しており、計画している圃場のほとんどは埋蔵文化財包蔵地内に該当しているため、圃場別に試掘調査を実施している状況でございます。

さらに、本市で進めている常磐自動車道千代田パーキングスマートインターチェンジの整備着手に伴い、自動車道上下線への進入路に係る用地においても埋蔵文化財包蔵地内に該当しており、今後、試掘調査実施を予定しております。

このことから、開発事業等の申請件数が多く、埋蔵文化財に要する経費のうち、埋蔵文化財試掘調査等に係る予算の試掘調査協力員謝礼及び試掘作業用重機借上げ等の当初予算の執行が伸びており予算に不足が生じたため、今後継続して開発事業等に対応していくための報償費、使用料及び賃借料に対する補正予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

試掘調査の場所は、スマートインター、あともう一つはどこですか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

それでは、設楽委員の質問にお答えします。

ほかの大規模農場の対象地になっている場所は、千代田地区の志筑地内でございます。

○設楽健夫委員

今、試掘調査を行う学芸員が2人になったというふうに思いますけれども、この試掘調査協力員というのは何人登録されて、どのぐらいの、延べ人数何人ぐらいが協力活動を行っているのか、ちょっとお願いします。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

設楽委員の質問にお答えします。

試掘調査に当たりましては、1現場平均なんですけれども、規模にもよりますが平均で、まず現場監督者として学芸員の資格を有する職員が1名、そのほかに、現場補助員として1名、あとは現場作業員として5名、大体全体で1チームとしましては大体約8名の人数で試掘調査を実施している状況でございます。

○設楽健夫委員

分かりましたけれども、補助員と作業員というふうに話を今されましたよね。1現場について学芸員が1名、補助員が1名、作業員が5名ということで、この調査協力員謝礼というのは補助員と作業員の方々だというふうに思いますけれども、これの登録者、実際の作業に当たった人の人数ですか、累計でも構いませんけれども、そのことをちょっとお尋ねしたんです。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

設楽委員の質問にお答えします。

令和7年度実績から報告申し上げますと、現場補助員は1名が原則1現場に配属になります。延べになりますけれども、4月では現場作業員は22名、多い月ですと、今年の7月は延べ53名の現場作業員が試掘調査に当たっているような状況でございます。

○設楽健夫委員

分かりました。試掘調査というのは結構大変な作業になっていますから、この現場、そこに学芸員が何人入って、補助員が何人入って、作業員が何人入った、重機はどういう重機が動いているのかという一覧表を出していただけますか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

設楽委員の質問にお答えします。

月別になってしまいますが、日報は取っていますので、そちらから抽出しまして資料を提出させていただきたいと思います。

○設楽健夫委員

お願いします。

○小倉 博委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第87号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

市民課、小池課長からご説明申し上げます。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民課長（小池陽子君）

議案第87号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

議案集21ページをお願いいたします。

15款2項1目1節総務費補助金、マイナンバーカード交付事務費補助金6万6000円になります。

こちらはマイナンバーカード交付事務に要する事務費に対して国から交付される補助金で、マイナンバーカード事務費の増額補正に伴いまして歳入も増額補正するものです。補助率は国10分の10です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案集23ページをお願いいたします。

議案概要書は13ページになります。

2款1項5目財産管理費、0501基金運用益等の積立に要する経費の一般旅券発給事務証紙等購買基金繰出金2,000円です。

こちらは預金金利の上昇に伴いまして当初予算額に不足が生じたため、増額補正するものでございます。

次に、同じく23ページ中段になります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、0202住民基本台帳事務に要する経費、印刷製本費6万6000円になります。

こちらはマイナンバーカード交付時に配布いたします案内通知カードが不足となったため、増額補正するものでございます。先ほど歳入でご説明しましたマイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費となりまして、補助率は国10分の10となります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第86号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（町島 修君）

消防本部予防課、大川課長より説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○予防課長（大川賢一君）

予防課の大川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案集12ページをお開きください。

今回の条例改正は、今年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けまして総務省消防庁で検討された結果、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことを踏まえまして、本市の火災予防条例にあっては改正するものであります。

今回の改正内容にあっては、主に3項目となっております。

第1に火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項、第2に林野火災の予防に関する事項、第3に火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項となっております。

順に説明いたしますと、第1としまして火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項につきましては、火災予防条例の「火災に関する警報」は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にしました。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に関する制限、窓、出口等の閉鎖については、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行うこととします。

ただし、地域の実情に応じて、当該規定を引き続き設けることとしても差し支えないということで、こちらはかすみがうら市火災予防条例第28条に該当する部分です。

続きまして、第2としまして、林野火災の予防に関する事項です。

1つ目としまして、林野火災に関する注意報、こちらにつきましては、市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとき、林野火災に関する注意報を発することができることとしたことです。

続きまして、次は、また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市長は、市の区域内にある者は、火災予防条例第28条各号に掲げる火の使用の制限に従うよう努めなければならないことといたします。

さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。こちらは火災予防条例第28条の8に関連します。

もう一つ、2つ目としまして、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限についてです。

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例第28条各号に掲げる火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしたことです。こちらは条例第28条9項に関連します。

第3としまして、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項です。

火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれるということを明確にしました。また、消防長は、火災予防条例第44条1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとしたことです。こちらは火災予防条例第44条です。

あわせて、火災予防条例の第45条第2項を追加したことに伴い、所要の規定の整理を行ったことで、こちらはかすみがうら市火災予防条例第41条の3に関連します。

あわせて、施行期日を令和8年1月1日としたことです。

説明については以上となります。審査をよろしくお願いします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、予防課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

単純な質問なんですけれども、(2)の林野火災の、林野火災が大変な状況になっていますけれども、これ、「市長は」というのが結構あるんですが、これは前は「市長は」というのはなかったんですか。

○予防課長（大川賢一君）

お答えいたします。

こちらの火災警報に関する発令者は、従来、市町村長となっております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

「市長は」というのは、今まで「市長村長は」だったのが「市長は」となっただけなんですか。そこをちょっと聞きたかった。

○予防課長（大川賢一君）

ご回答させていただきます。

変わっておりません。

○櫻井健一委員

第28条の9のところの「(たき火を含む。)」となったところの変更によって、市民で何か気をつけるとか、市民でやらなくちゃいけない義務が発生したということを教えてもらえますか。

○予防課長（大川賢一君）

ご回答させていただきます。

今回の条例改正がされますと、たき火というものに関しては、日常的な最小限のものであっても対象となります。こちらに関してはなぜかという、これまでの今年発生した多くの火災はたき火によるものが多く、過半数、ほぼ半数がたき火もしくは火入れによるものということで記録も残っております。

○櫻井健一委員

たき火をする場合においても、例えば消防に報告しなくちゃいけないですとか、そういう具体的な行為をしなくちゃいけないということが発生したかというのを教えていただきたいんですが。

○予防課長（大川賢一君）

回答させていただきます。

委員ご指摘のとおりでございます。

○櫻井健一委員

そうなった場合の周知というのはどのような形で行われていくんでしょうか。

○予防課長（大川賢一君）

ご回答させていただきます。

周知にあつては、事前に周知したいところですが、現在のところホームページ、あるいは、事後にな

ってしまうと思うんですけども市の広報誌などを予定しております。

○櫻井健一委員

施行が1月1日ということで、期間がないということで、事後になるということはしようがないのかもしれないんですけども、それによる罰則等の規定などはあるのでしょうか。

○予防課長（大川賢一君）

回答させていただきます。

林野火災警報中における屋外の火の使用に関しましては、消防法第44条において30万円以下の罰金または拘留と定められております。

○櫻井健一委員

分かりました。大丈夫です。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

先ほどのたき火の件なんですが、これは届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとしたとありますけれども、この届出の対象となる期間及び区域というのはどのように周知されていくんですか。

○予防課長（大川賢一君）

回答させていただきます。

近隣の市町村などと意見交換をしたところ、やはり最も多いのが期間と区域の設定をしないということで、理由としましては、特に林野火災に関連しますと、茨城県森林計画というのがございまして、こちらで定める森林というものが、かすみがうら市内65地区に区分けされておりまして、それらほぼ全てに森林があり、または隣接するという理由から、区域の指定をしないということにさせていただいております。よろしくお願いします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。

10分間、45分からお願いします。 [午後 2時35分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時44分]

次に、議案第85号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

説明につきましては、社会福祉課、君崎課長から説明をいたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

社会福祉課の君崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、議案第85号についてご説明させていただきます。

議案集9ページ、議案概要書は7ページとなります。

また、内容の説明は補足説明資料で行いたいと思いますので、補足説明資料をご覧くださいと思います。

まずは条例の改正の目的でございますが、やまゆり館においては、市民の方の健康維持と社会参加を支援する健康増進事業や子育て支援事業を展開し、市民福祉の拠点として機能しております。

より多くの方に施設をご利用いただけるよう、利用機会の拡充を目的として当該条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、補足説明資料の1ページにあります改正前と改正後をまとめた表をご覧くださいと思います。

まず、項目欄の休日につきましては、現在、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を休館日としておりますが、これを月曜日に変更し、月曜日が休日と重なる場合はその翌日の最も近い平日を休館日とするものでございます。

続いて、その項目の間を飛ばしまして、子育てルームの欄をご覧くださいと思います。

子育てルームの利用につきましては、現在、月曜日から金曜日までとしておりますが、これを火曜日から土曜日までに変更するとともに、日曜日及び休日に限り、子育てルーム内の一部であるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室を無料で開放するものでございます。

以上の内容を簡単にまとめたものが、資料2ページの2の休館日変更後の施設利用についての表でございます。

上段の表は現在の施設利用を示しておりまして、子育てルームは月曜日から金曜日まで、健康づくりコーナー及び会議室・相談室・ホールは月曜日から土曜日まで利用可能となっております。

2段目以降の表は、改正後の内容を示しております。

まず、2段目の表なんですけれども、休館日を月曜日とした場合の基本的なケースでございます。

月曜日が休館日となり、子育てルームは火曜日から土曜日までの利用としまして、日曜日は子育てルームの一部を無料開放いたします。健康づくりコーナー及び会議室・相談室・ホールは、火曜日から日曜日まで利用可能となるものでございます。

3段目の表は、月曜日が休日と重なった場合に、その翌日の最も近い平日が火曜日となるケースでございます。この場合、月曜日は開館日となり、火曜日が休館日となります。

なお、子育てルームは月曜日及び日曜日を一部無料で開放いたします。

4段目の表は、火曜日から土曜日の間に休日があるケースでございます。

この場合、健康づくりコーナー及び会議室・相談室・ホールは通常どおりの火曜日から日曜日まで利用可能になりますが、子育てルームは休日及び日曜日を一部無料で開放いたします。

以上が施設利用の各種ケースについての説明となります。

続きまして、資料の1ページにお戻りいただければと思います。

資料1ページの改正前後をまとめた表の使用許可の欄をご覧くださいければと思います。

こちらは先ほどご説明した子育てルームの一部無料開放について、使用許可申請を不要とする内容となっております。

続いて、その下、使用の制限の欄でございます。

これまで営利目的での利用を制限していたものを、営利目的の場合でも利用可能とする内容となっております。

なお、会議室・相談室の料金設定は、市の公の施設の使用料等に関する条例の規定に基づいて算出されます。個人または団体が営利を目的として使用する場合は通常の2倍、物品等の販売や入場料の徴収などを行う場合は通常の5倍の料金設定となります。

一つ例を申し上げますと、市外の団体が会議室を借りた場合、通常1時間当たり360円となりますが、営利目的で利用した場合は2倍の720円、販売などを行う目的で利用した場合は5倍の1,800円となります。

続いて、表の一番下の段の子育てルームの使用者の欄をご覧くださいければと思います。

これまで利用できる範囲は0歳児以上3歳児以下の乳幼児及びその保護者等としておりましたが、今回、0歳児から小学校就学前の乳幼児及びその保護者等に改めまして、利用の拡充を図る内容となっております。

こちらの改正の施行日でございますが、施行日は令和8年4月1日とすることで考えております。今回の第4回定例会において条例案が可決された場合は、年明け早々に市全体及び施設利用者へ周知を図る考えでございます。

最後に、11月6日に開催されました文教厚生委員会において、本条例改正の内容について既にご説明を申し上げます。ご説明した中で、委員の皆様から子育てルームを無料開放する際のおもちゃの取扱い方法や利用期間、規約、マニュアル、ルール等についてご指摘を受けております。これらのご指摘を踏まえまして、令和8年4月1日の運用開始に向けまして、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

説明については以上です。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

文教厚生委員会でも様々な意見が出て、子育てルームの安全マニュアルというか、そういったものは必要だと思います。課長も認識はしておられると思うんですが、基本的にはそのマニュアルというのはまだできていないんですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

今現在では、マニュアル等の整備はしてございません。ただ、今後の運用開始に向けて、まだ期間がありますので、今、現場で働いていただいている保育士の方などの話も十分に聞きながら、どういった方法で取り扱ったほうがいいのかなども含めまして検討した中で、マニュアルの整備を行いたいと考えております。

○櫻井繁行委員

委員会の中では、確かおもちゃの取扱い、衛生面なんかも含めてというお話があったので、マニュアルといってもある程度具現化して、文言を明言していかなきゃいけないと思います。そういったものも、令和8年度からの施行ですのでまだ時間はあると思うんですけども、しっかり現場の声も聞きながらしっかり進めていただきたいのと、文教厚生委員会に何かしらのタイミングでしっかり報告をしていただきたいんですが、いかがですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

そういったマニュアル等の整備等をした際には、委員会でご報告させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

それに加えて、この条例改正によって週末、やまゆり館開放ということで、非常に使い勝手は市民の方々はよくなるというふうに僕も認識はしていますけれども、その一方で、窓口業務に対して、やはりシルバー人材の方が担当されるということが想定されると思うんですけども、そういったところの例えば受付であったりとか予約内容であったりとか、そういったところも含めてしっかりマニュアルを整備して、使う側も管理する側もしっかり気持ちいい形で運営がなされるような形になればいいと思うんですが、その点もしっかりお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こちらにつきましても、休日などはシルバー人材センターにお願いすることになると思いますので、そういったところで何か不具合等ございましたら、シルバーの方の記録なり報告なども徹底するような形で準備を進めてまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○小倉 博委員長

ほかに。

○矢口龍人委員

この開館日の移行ということですが、予算措置はどのような状況か説明願えますか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

当初予算はこれからになるんですけども、想定しているのは、やはり休日、シルバー人材センターにお願いする関係もありますし、その費用だったり、やはりこれまでなかった休日を開館するということになりますので、今試算している中でも年間約62万円増額になる見込みで考えております。

○小倉 博委員長

いいですか。

○矢口龍人委員

いいです。

○櫻井健一委員

文教厚生委員会の中でもちょっとご指摘させていただいたんですが、日曜日運営できるということと

営利目的がオーケーになったということで、キッチンカーの利用ということが可能だろうというお話でした。

それで、会議室の１、２に関しては条例の中でうたっているんですけども、駐車場といったところが想定されると思うんですけども、そこに関して、議案集47ページの中で、別表第１の区分に掲げる場所を使用する場合はというところがあって、どこにも駐車場が入っていないんですけども、キッチンカーをやるに当たって、その文言を入れておかなくても大丈夫なのかをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

現在の第９条の使用許可につきましては、駐車場の取り扱いは、委員ご指摘のとおり、そこに対しての使用許可ということでは適用にはなされていないんですけども、やはり使用するということであれば、その内容だったり、どういう形態でやるのか、または、やはりあそこは住宅地なので、近所の周りに迷惑がかからないような形になるかどうか、そういったことを確認した上で、届出という形で、実施してもらうようになると思います。

○櫻井健一委員

営利目的で、キッチンカーですとその場所ですとか、物によって場所の取り扱いになったりとか、車の置き方で、今の駐車場の１、２の四角に、そのとおりに置けない可能性も出てきますので、そういったところがちょっと心配になるような条項の抜け方ではないかなというところだったので、そのところもちょっと頭に入れながら改正を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こちらにつきましては、条例の規程上ではないんですけども、やはり運用上のお話になりますので、そこにつきましては、ほかの利用者に不具合が起きないような形で十分確認しながら、また、近所の方もいらっしゃいますので、近所の方にやはり迷惑にならないような形での実施について、これから検討をしていきたいと思っています。

○櫻井健一委員

お願いします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○久松公生委員

先ほどから、マニュアル等の作成をこれから順次現場の声を聞いてしていくという中で、文教厚生委員会でも説明がありました。

その中で、日曜日、祝日に子育てルーム、キッズコーナーとかを無料開放ということで、恐らく、初めての事業ですのでどのくらい来るか分かりませんが、子どもたち、親御さん含めてかなりの人数が来たとします。子どもたちがうれしくて走り回ったりとかして、けがとかそういうふうにもなると思いますが、けがした場合とか、それとシルバー人材センターの人が勤務ということですので、そうしたときの連絡先とかそうした場合の対応、そういうのも非常に重要かと思うんですけども、そういうのはしっかりマニュアルに分かりやすくとか、必要だと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こちらにつきましても、前回の文教厚生委員会のほうで少し説明させていただいたんですけども、キッズルームなり、その使用許可は必要ないんですけども、やはりどういった方が利用されるのか

というところもありますので、そこにつきましては入退室の状況が把握できるような届出みたいなものを作成しまして、そうした形で運用のほうを考えてございます。

○久松公生委員

分かりました。

それと、そのときに、万が一子ども同士のけんかとかそういうことに関して、シルバーがどこに連絡していくとか、職員と連携するとかいろいろ考えられると思うので、そういうのもしっかり考えてもらってマニュアル等の作成が必要かと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

これまでも休日に事故や施設トラブル、緊急事態がもし仮に発生した場合は速やかに判断、対応できるよう、やまゆり館長にシルバーの方から連絡が入りまして、状況の報告及び指示を受ける体制はしております。

ただ、やはり館長に連絡が取れないということも想定できますので、今後につきましては、やはりそういったことで、もう少し連絡先の優先順位とか連絡手段をより明確にしまして、シルバーの方がそういった連絡がすぐ行えるよう、こちらでそういった指示がすぐ出せるような連携の体制の強化を図りたいと考えております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○久松公生委員

そうですね。やはり場所もいいところにありますし、キッズコーナーとか初めての試みで、土日というのが、今回、子育てルームの利用者が小学校就学前まで延長されましたので、兄弟そろってとかそういうのがありますので、しっかりと対応のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

子育てルームにおきましては、やはりすばらしいおもちゃを配置しておりますので、そういったことも含めてしっかりした運用をこれから考えて、実施していきたいと思っています。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

次に、議案第87号のうち、保健福祉部社会福祉課、健康増進課、国保年金課及び介護長寿課の所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第87号につきましては、社会福祉課、健康増進課、国保年金課、介護長寿課からそれぞれ説明させていただきます。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

私のほうから発言をさせていただきます。

議案第87号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、社会福祉課所管の部分についてご説明いたします。

まずは歳入からご説明させていただきます。

議案集21ページ、議案概要書は10ページをご覧くださいと思います。

議案集21ページの上段にございます15款1項1目1節社会福祉費負担金5465万8000円でございます。

こちらにつきましては、特別障害者手当や障害福祉サービス、また育成医療などの国からの負担金でありまして、福祉サービスの増加に伴い増額補正するものでございます。

表の右側、説明欄の上段、特別障害者手当等給付費負担金につきましては補助率4分の3でありまして、その下、障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金については、いずれも補助率2分の1となっております。

続いて、同じページで、同じ表にあります15款1項1目4節生活保護費負担金5551万5000円でございます。

こちらにつきましては、生活保護等扶助事業に係る国からの負担金でありまして、生活保護費の増加に伴い増額補正するものでございます。補助率は4分の3となっております。

続いて、その下の段にあります15款2項2目4節生活保護費補助金4万9000円でございます。

こちらにつきましては、国からの補助金でありまして、診療報酬明細書点検業務に係る委託費の増加に伴い増額補正するものでございます。補助率は4分の3となっております。

続いて、同じページの中段にあります16款1項1目1節社会福祉費負担金2682万9000円でございます。

こちらにつきましては、障害福祉サービスや育成医療などの県からの負担金でありまして、福祉サービスや育成医療の増加に伴い増額補正するものでございます。

表の右側、説明欄に記載の障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、障害児施設措置費（給付金等）負担金については、いずれも補助率4分の1となっております。

続いて、その下の段にあります16款2項2目1節社会福祉費補助金14万8000円でございます。

こちらにつきましては、在宅障害児福祉手当に係る県からの負担金でありまして、手当の支給件数の増加に伴い増額補正するものでございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案集23ページ、議案概要書は11ページをご覧くださいと思います。

議案集の23ページの下段にございます3款1項2目障害者福祉費、01障害者対策事業、0102障害者給

付に要する経費163万円でございます。

こちらにつきましては、特別障害者手当、障害児福祉手当、そして在宅障害児福祉手当のいずれにおいても受給者が増加したことに伴い増額補正するものでございます。

同じく、その下にございます0103障害者自立支援に要する経費 1 億1687万1000円でございます。

こちらにつきましては、障害福祉サービスや障害児福祉サービス、また、補装具の支給など支給量増加に伴う増額補正に加えまして、令和 6 年度、国庫負担金の精算において超過交付されたことによる国への返還金955万3000円を計上したものでございます。

続いて、議案集の25ページをご覧くださいければと思います。

上段にございます 3 款 3 項 1 目生活保護総務費、02生活保護等事業、0201生活保護等総務事務に要する経費7618万1000円でございます。

こちらにつきましては、令和 6 年度、国庫負担金の精算において超過交付されたことによる国への返還金でございます。

同じくその下段、0202生活保護適正化推進に要する経費 6 万6000円でございます。

こちらにつきましては、診療報酬明細書が適正に作成されているか、また、過剰請求がないかなどを確認する点検業務において、点検件数の増加に伴い増額補正するものでございます。

続いて、同じ表の下段、3 款 3 項 2 目扶助費、01生活保護等扶助事業、0101生活保護等扶助に要する経費7402万円でございます。

こちらにつきましては、生活保護の扶助事業のうち生活扶助、介護扶助、医療扶助、さらには施設事務費の増加により扶助費が不足することから、増額補正するものでございます。

特に医療扶助の増加につきましては、高額な治療を要する患者が増えていることが医療扶助費の上昇の要因の主な要因として分析をしております。具体的には、がんや脳腫瘍といった高額な治療が必要となる疾病が含まれております。

説明については以上でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

障害者対策事業の給付に関する経費、それから自立支援に対する経費、これが増額だと言っておりますけれども、人数が言われていないんですね。人数はどういうふうになったんですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

23ページの障害者給付に要する経費、こちらにつきましては、まず手当の受給件数が増加となっております。その中で、特別障害者手当につきましては、当初16名見込んでいたのが20名と 4 名の増、障害児福祉手当につきましては、当初18名から20名と 2 名の増、在宅障害児福祉手当につきましては、当初の15名から24名ということで 9 名の増加となっております。

その次に、障害者自立支援に要する経費、こちらのサービスの増加なんですけれども、こちらにつきましては、4 月から10月までの 7 か月の平均が、こちらですと月平均8700万円ということで月平均を見込んでございます。その月平均の当初見込んでいた月平均が8300万円ということでございましたので、その伸び率を勘案しての増加分の数字となっております。

○佐藤文雄委員

数字を答弁いただきましたが、まとめておいてくれませんか。

それから、障害福祉サービス、これが伸びているよと。平均で8700万円についてもこれからの伸び率が出てくるよということなんで、その伸び率で計算したわけでしょう。そういう内訳もこれ、出していただくといいんですけども、いかがですかね。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

まとめた上で、後日提出をさせていただきます。

○櫻井繁行委員

今、佐藤委員の質問の関連なんですけれども、今回、扶助費も相当増えていて、補正予算が4億円弱のところ、大体2億円ほどは社会福祉課のところだと思うので、生活保護の扶助費についても、しっかりその辺も捉えられるような資料と一緒に出していただけると、また障害者自立支援のほうと連携をして出してもらえるとありがたいなと思うんですが、いかがですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

そちらにつきましても、整理をした上で提出させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡単をお願いいたします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第87号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、健康増進課所管分についてご説明申し上げます。

議案概要書14ページの10番、議案集24ページをお願いいたします。

議案集上の段、3款1項8目後期高齢者医療費、後期高齢者保健に要する経費です。

当初、人間ドック受診数の伸びを見込み、440人分の予算確保をしておりましたが、現在の申請状況からあと10人分の予算不足が見込まれるため、補正するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡単をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、議案第87号のうち、国保年金課分の補正予算について説明させていただきます。

議案集24ページをご覧ください。

ページの上から2番目の目になります。

3款民生費、1項6目医療福祉費に計上します国庫補助金等返還金です。

令和6年度医療福祉費等補助金の確定に伴う精算金として、超過分87万2000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○介護長寿課長（関 克明君）

介護長寿課所管の令和7年度一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案集は24ページをお願いいたします。

上段になります。議案概要書は14ページになります。

歳出になります。

3款1項4目27節繰出金、0102介護保険特別会計繰出に要する経費、介護保険特別会計繰出金49万5000円。

内容につきましては、この後の議案第88号に関連いたします介護保険システム改修のための増額に伴い、一般会計から介護保険特別会計の事務費補正の財源として繰出金の補正を行うものでございます。

説明は以上です。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第88号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

内容につきましては、介護長寿課、関課長より説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○介護長寿課長（関 克明君）

それでは、介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案集は28ページをお願いいたします。議案概要書は17ページになります。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ817万4000円を追加し、歳入歳出それぞれを40億2263万円にするものでございます。

続いて、議案集33ページをお願いいたします。

歳入になります。

3款2項6目1節介護保険事業費補助金49万5000円。

その下になります。7款1項5目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金49万5000円。

さらにその下になります。8款1項1目1節前年度繰越金718万4000円。

続きまして、議案集34ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目12節介護保険システム改修委託99万円。

内容につきましては、令和7年度の税制改正に伴い、住民税に係る給与所得控除の最低保障額が引上げとなり、令和8年4月から施行となるため、令和7年度中にシステム改修が必要となったことから補正を行うものでございます。国庫補助率として2分の1でございます。

続いて、6款1項2目22節国庫支出金等返還金718万4000円。

内容につきましては、令和6年度に実施した介護給付費等事業及び地域支援事業におきまして、実績報告により交付額が確定し、令和6年度中に交付を受けた交付金が多いことから差額の返還を行うものでございます。

説明は以上です。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号のうち、保健福祉部子育て支援課の所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

説明につきましては、子育て支援課、越渡課長より説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、ご説明いたします。

議案集17ページになります。

最初に、債務負担行為の補正となります。

第2表、上から2つ目、かすみがうら市立やまゆり保育所の民営化に伴う受変電設備等更新事業費補助金、期間は令和7年度から令和8年度、限度額2500万円となります。

内容は、受変電設備等、いわゆるキュービクル等の更新となります。

概要としましては、やまゆり保育所の電気工作物の点検を実施したところ、キュービクル等の更新時期を迎えており、このまま使用すると事故等動作不良のおそれがある旨、関東電気保安協会から指摘がありました。

同保育所は令和8年4月1日に学校法人明光学園へ移管いたしまして、民営化を予定しております。保育所の運営に必要な設備であるキュービクルの更新は、円滑に民営化に移行するため、市が責任を持って修繕する必要があります。しかしながら、施工には6か月程度の期間を要するため、市が施工した場合、令和7年度中の完成が見込めないことから、工事は学校法人明光学園による施工とし、キュービクル等の更新に係る費用分を補助金にて交付するものでございます。

次に、議案概要書の10ページ、議案集は21ページになります。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2児童福祉費補助金2590万7000円、子どものための教育・保育給付交付金となります。

内容は、市内の民間保育園等の保育料の国負担分で、給付費の増が見込まれるための増額です。

次に、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2児童福祉費負担金1295万3000円、同じく子どものための教育・保育給付交付金となります。

内容は、市内の民間保育園等の保育料の県負担分で、給付費の増が見込まれるための増額となります。

次に、歳出となります。

議案概要書は11ページ、議案集24ページ中段となります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、01児童措置事業、0102児童手当支給に要する経費17万8000円の増。

内容は、令和6年度分の児童手当の精算により、国庫負担分の交付額が超過となったことによる返還金となります。

同じく2目児童措置費、01児童措置事業、0103母子父子福祉に要する経費71万円の増。

内容は、ひとり親の方が就職に有利となる資格の取得を目指しまして養成機関等で修業する際、その期間の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金で、実績により国庫補助金が交付超過となったことによる返還金となります。

内容としましては、事業対象者4名のうち1名が補助要件を満たさなくなったことでの返還金となりますが、その後、同じ年度中に1名の新規申請があったため、その新規分を除いて国庫補助金を返還するものでございます。

次に、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費5413万3000円の増。

初めに、民間保育所入所委託3643万9000円。

内容は、市内の民間保育園への保育料の負担分で、令和6年10月時点の公定価格に基づきまして当初予算を積算したところですが、令和6年12月に公定価格の増額改定がありまして、本年度予算額に不足が見込まれますので増額するものです。

続きまして、国庫補助金等返還金1769万4000円。

内容は、民間保育園等が実施した延長保育など複数の事業について、令和6年度に国・県から交付を受けた子ども・子育て支援交付金等の交付額が実績額を超過したため、超過分を返還するものとなります。

そのほか、県事業の子どものための教育・保育費地方単独補助金の令和6年度県分で、施設等利用費、こちらは預かり保育事業、こちらとなります。

次に、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0102認定こども園に要する経費1537万6000円の増。

初めに、市内認定こども園給付費1416万3000円、内容は、市内の認定こども園に通園する児童の保育料の負担分となります。

続いて、市外私立認定こども園給付費121万3000円、内容は、本市の支給認定を受けました児童の市外の認定こども園の利用に係る保育料の負担分となります。

いずれも令和6年10月時点での公定価格に基づき当初予算を積算したところですが、令和6年12月に公定価格増額改定となりまして、本年度予算額に不足が見込まれることから増額となったものです。

説明については以上となります。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

債務負担行為は、キュービクルというのはどういう中身なんだかよく分からないんですが、いずれにしても、民営化する、しないにかかわらず、これはやらなきゃいけないということでございますね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

高圧の電気を建物や工場など施設などで安全に使える低圧の電気に変換する設備で、非常に重要なものとなっておりますので、民間移行に当たりまして、そのスムーズな移行に向けて非常に重要なものとなります。

○佐藤文雄委員

質問に答えていないんだよね。民間委託にかかわらず、やらなければならない工事ですねということなんです。そうですという答えなんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

大変失礼いたしました。佐藤委員のおっしゃるとおり、大変必要な事業となっております。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

児童福祉のほうですが、基本的に公定価格が令和6年度の12月に上がった。だから、令和6年度の公定価格でやったと。令和6年の12月の時点の価格で、令和7年度の方で調整をしましたよと、それが今回の増額だと。人数は変わらないということで理解してよろしいですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

人数については、令和6年度と比較して減っております。民間保育所に要する経費に係る児童の人数ですが、令和6年度は401人でしたが令和7年度は387人と、14人の減となっております。

また、認定こども園に要する経費ですが、児童数については、令和6年度が444人に対し令和7年度は422人となっております。

○佐藤文雄委員

それを一覧表にいただけますかね。公定価格と児童数の関連を含めて、対比表を出していただけますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

佐藤委員に提出させていただきます。

○小倉 博委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって議案第87号に対する質疑が全て終結いたしました。

これより議案第87号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

説明につきましては、子育て支援課、越渡課長より説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、議案第81号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてについてご説明いたします。

議案概要書は1ページ、議案集も1ページになります。

内容は、児童福祉法の一部改正によりまして、児童福祉施設の職員による措置事業への虐待の明確な

定義等の条文、及び国家戦略特区に限られて認められております地域限定保育士、こちらを一般制度化する条文について引用する関係条例の改正となります。

関係条例の内訳といたしましては、1 ページのかすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、2 ページのかすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、3 ページのかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の4つとなります。

簡単ですが、説明は以上となります。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

もう事前に質問をしております。

この児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要、インターネットで検索するといろいろ書いておられて、その中に問題の地域限定保育士の一般制度化というのがございます。改正の内容の、この資料は配ったほうがいいと思うんだけど、いいですね。

この資料の中に「都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類」というのがあるんですが、この書類とは何でしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

お答えいたします。

具体的には、市町村が発行する保育所等への入所保留通知書になります。入所保留通知書は、入所を希望する保護者へ、保育士が不足しているなどを理由に入所を保留とする通知となります。こういったものをそろえて国に申請するという形となります。

○佐藤文雄委員

これが次に連動すると思うんですが、簡単に言うと、市が定員があるよと、定員があるんだけど保育士が不足しているという点で入所できないということになった場合の書類、この保護者に出す書類がいわゆる入所保留通知書ということですよ。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

それが次に連動すると思うんですが、この連動する中身が「内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、『試験実施方法書』を認定、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施」。これ、どういう意味ですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

これは先ほど説明いたしました、保育士が不足するおそれが特に大きいということを証する書類を国に申請いたしまして、認定を受けた都道府県が地域限定保育士の試験を実施することができるというものとなります。

○佐藤文雄委員

入所保留通知書を添付して内閣総理大臣に申請すると、地域限定保育士としての必要な知識、技能、この試験を受けることができます。これが都道府県で地域限定試験を実施するということですよ。

その次に、「法人一般を指定試験機関として指定できる」というふうになっていますが、これはどういうことでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ご指摘の法人一般ですが、株式会社等の法人になります。株式会社でも指定試験の機関としての公正性、適正性を担保して、内閣総理大臣の同意が得られれば試験を実施できるものとなっております。

○佐藤文雄委員

ということは、簡単に言うと、民間の法人を指定試験機関として指定することができます。これまで、今言った都道府県、こういうところが試験を実施したけれども、民間の法人も内閣総理大臣の同意があれば国や県に代わって試験ができるということでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

最後に、「地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようにする」と。これ、どういうことですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

地域限定保育士は、合格した後、登録が必要になります。登録後3年間はその地域でしか勤務できません。通常の保育士になる場合は、この3年間の間に1年間勤務の経験を積むことで、最短で4年目から通常の保育士として全国で働けるようになります。

地域限定保育士制度は3年間という期間を設定しておりますが、こちらは保育士不足が深刻な地域で集中的に保育士を確保するための理由からです。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、この地域限定保育士というのは、まず合格をする。それで、1年間はその地域で、自治体で働く。それで、少なくとも3年間は経過が必要ということで、最終的には申請によって全国で働く通常の保育士の登録が受けられるということでしょうかね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい。委員がおっしゃるとおりでございます。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○小倉 博委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

今の、本来であればこういう資料を出すべきなんじゃないかなというふうに思うんですよね、これ。

私、事前に越渡課長にこの児童福祉法の一部を改正する法律の件について、概要についてお話しして、こういう質問をしますよというふうに言っていましたので、本来であればこの資料、7ページですから、これは準備して皆さんにお渡ししてもらいたいと思うんです。後でもいいですから、これはガルーンでもいいですから、アップしていただきたいなと思います。

その上で、この児童福祉法の一部を改正する法律の概要によれば、切実な保育士不足の対応、この対応をするためにこれまでの予算事業として実施されてきた保育士保育所支援センターの法制化や、国家戦略特区に限って認められていた地域限定保育士を一般制度化するというふうに行っているんですね。

保育士不足のそもそもの原因というのは、ほかの産業と比べても著しく低い給与水準、保育士1人でたくさん子どもたちを見なければならないという配置基準の不十分さ等々、保育士として働こうとも思えないような労働環境の劣悪さがあるということなんですね。

そして、こうした状況は、公立保育園を削減して規制緩和を進めて、保育の分野で営利企業の参入を拡大して、企業が人件費を削って利益を上げる。ですから、民間保育所の保育士は大変給与が低いということです。

地域限定保育士の一般制度化は、これまでのようなこの保育の制度に反省がないと。さらなる規制緩和、特に、地域限定保育士試験の判定事務を民間の企業に委託可能としているというのは非常に問題だと。公的保育の非営利原則に照らしても容認できないということでもあります。ということで、反対です。

○小倉 博委員長

ほかにご覧いただけますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小倉 博委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

説明につきましては、子育て支援課、越渡課長から説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、議案第82号 財産の無償譲渡についてご説明いたします。

内容は、先日の全員協議会でご説明いたしました、やまゆり保育所民営化に伴う建物の無償譲渡となります。

内容ですが、1番、無償譲渡する財産、建物、こちらは附帯設備及び備品一式を含んでおります。

1つ目として、保育所、こちらは園舎になります。構造は鉄筋コンクリート・鉄骨造鋼板ぶき平屋建、面積として1,838.70平方メートル。

2つ目、車庫。構造、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、面積として154平方メートル。

3つ目、倉庫。構造として、木造スレートぶき平屋建、面積19.87平方メートル。

4つ目、倉庫。こちらも木造スレートぶき平屋建、19.87平方メートル。

5つ目、こちら最後になります。便所となります。構造、鉄筋コンクリート造張力幕屋根平屋建と。面積6.30平方メートル。

以上の5棟となります。

無償譲渡の相手方は、小美玉市に所在する学校法人明光学園となります。

3つ目、参考価格として、6072万円。こちらは不動産鑑定評価の価格となっております。

4つ目、無償譲渡をする時期、令和8年4月1日となります。

5つ目、無償譲渡する理由でございますが、市立保育所運営計画におきまして、民間事業者の柔軟性や機動性等を活用した保育所運営は有効な手段となることから、多様化する保育ニーズに対応するためにも市立やまゆり保育所の民営化を進めることとしており、令和7年1月31日に開催した市立保育所運営事業者選考委員会におきまして、学校法人明光学園が運営事業者として選考されました。

同保育所は平成9年に建築され、築28年が経過しております。建物等の再建築には多額の費用負担が予想されるところであります。民営化により市の運営経費が不要になるとともに、これまでの地域社会全体での子育てしやすい環境は継続されることが見込まれるため、無償譲渡とするものでございます。

説明は以上です。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

何で民間でないと柔軟性とか機動性などできないのかというのが、意味不明ですよ。

それで、全員協議会が何かに出ていた資料で、11月18日の保健福祉部の子育て支援課で財産譲渡についてというところで、無償譲渡の中身で、3のところに普通交付税による措置はされているが、民間により市が負担している会計年度職員の人件費及び施設の維持管理費7700万円程度、令和6年度決算は削減できると書いてあるんですね。

実際には、交付税措置はされていますよね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

交付税措置されております。

○佐藤文雄委員

交付税措置されているわけですから、それをこの維持管理費に使うということは当然だというふうに思います。これが例えば民営化されれば、この分の交付税はどうなりますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

施設型の給付費を対象として交付税措置がされることになるかと思えます。

○佐藤文雄委員

交付税そのものについては、市の施設ではないですよ。でも、保育所は民間であっても、その分で交付税措置されるんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

あくまで施設型給付費という内容での交付税措置となります。

○佐藤文雄委員

だから、地方交付税では措置されなくなっちゃうんじゃないですかということですよ。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

公立としては、今後は交付税措置はされなくなります。

○佐藤文雄委員

ですから、民間のほうは民間におけるいわゆる措置が発生することであって、いわゆる私たちの地方交付税措置はされないということだと思っただけですが、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○櫻井繁行委員

民間活力の導入ということで、反対するものではないですけども、たしか全員協議会の中で委員の方からも、無償譲渡の契約、可決されればでしょうけれども、契約条件について様々な意見があったと思うんですね。その辺のところの説明がなかったので改めて伺いたいんですが、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

全員協議会でご指摘いただいた契約内容、こちらについては、改めて契約書が調い次第、ご報告させていただくところではございますが、現在、前回の全員協議会でご指摘いただいたような点につきましては、権利譲渡の禁止というような内容で、第三者への譲渡または担保に供すること、そして建物を第三者に貸し付けること、保育事業の第三者への委託、こういった内容で契約書を調べていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

簡単に確認させてもらおうと、たしか全員協議会では契約した後に例えば無償譲渡、権利が移るわけですね、市から民間事業者へ。そういったときに、何か経営がうまくいかなかったとか、そういった場合において、売り払われるようなことがないような契約条件になっているところを確認したかったんですけども、そういったことでよろしいですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい。委員おっしゃるとおりでございます。

○櫻井繁行委員

契約書に関しては、ある程度提示もしていただけるということですので、体制が整ったときには我々のほうにも何かしらのタイミングで報告があるというような感覚でよろしいですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい。ご報告させていただきます。

○矢口龍人委員

今の件なんですけれども、担保設定に関する要綱というのはないですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

第三者へ担保に供すること、権利移転の防止ですね。こういったものも記述させていただきたいと思っています。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

○矢口龍人委員

了解です。

○小倉 博委員長

ほかにごいませんか。

○佐藤文雄委員

たしか3年間様子を見て、問題なかったら土地まで譲渡しますよというのがなかったですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ただいまご説明した内容につきましては、あくまで建物となっております。

○佐藤文雄委員

いや、土地の問題で何かなかったか。土地の問題で、3年様子を見てから、正常に運営していれば3年後は土地まで差し上げますと記載がなかったですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

保育所用地、土地については、3年間は無償貸与になります。3年後、良好な経営が判断された場合には無償譲渡という内容となっております。

○佐藤文雄委員

どこに書いてありますか。要は、今回は建物だけだということだけれども、その問題については説明だけで終わりということですか。

○小倉 博委員長

よろしいですか。

暫時休憩します。 [午後 4時02分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時02分]

○子育て支援課長（越渡貴之君）

土地については、無償貸与する財産ですね。3年間の無償貸与。こちらにつきましては、前回の全員協議会の中で、無償貸与する財産ということでご説明をさせていただいております。

○佐藤文雄委員

だから、全員協議会のときには、これは簡単に言えば無償貸与する財産について、無償貸与期間中において良好な保育運営が認められる場合は、無償譲渡を検討することとする。譲渡するというわけにはいかないだろうけれども、検討するということはあるということですね。

これは、今回は建物であって、土地の問題については、その3年の経過を見ないと提案はできないということですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今回提案させていただいているものについては財産処分の部分ですので、建物についての議案を出させていただいているという内容です。

あと、土地の部分につきましては、委員からもありましたとおり、3年間で経過を見た後に検討することとしておりまして、その時点で改めて処分する場合には提案をさせていただくというようなことをございます。

○小倉 博委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

そもそも、公立保育所の役割というのは非常に大事だというふうに私はずっと言っているんですね。

一般質問なんかでもかなりいろいろ指摘をして、全てを民営化することにはならなかったと。

例えば、わかぐり保育所は残すということになったと思うんですが、いずれにしても、多様化する保育ニーズに対応するためにも市立やまゆり保育所の民営化を進める、これが、これは解せないというふうに思うんですね。そもそもの公立保育所をなくして民営化するという理由にはならないと思うんですね。

保育行政における自治体の公的役割を放棄するということになると思うので、私は反対です。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小倉 博委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

子育て支援課、越渡課長から説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

議案概要書は5ページ、議案集は6ページになります。

ご説明いたします。

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について。

内容は、民営化を進めております市立やまゆり保育所について、運営主体が学校法人明光学園へ移管となるため、令和8年3月31日をもって閉所することに伴いまして、別表から同保育所を削るものでございます。

説明は以上です。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

[「異議あり。討論なし、異議あり」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小倉 博委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

子育て支援課、越渡課長より説明いたします。

○小倉 博委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

議案概要書は6ページ、議案集は7ページになります。

議案第84号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

内容は、家庭的保育事業に関し、8ページの左の欄の市町村が実施する乳幼児健康診査の内容が、右の欄の家庭的保育事業者が行う健康診断に相当すると認められる場合、家庭的保育事業者は乳幼児健康診査の結果を把握することで健康診断を省略できるようになるものでございます。

なお、保育園、認定こども園等は上位法にて改正されております。

説明は以上でございます。

○小倉 博委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、乳幼児の健康診断または健康診査は必要だということですね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○小倉 博委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 4時10分]

○小倉 博委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時11分]

以上で本委員会に付託されました議案等の審議は全て終了いたしました。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

[発言する者なし]

○小倉 博委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって令和7年第4回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時12分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年第4回定例会議案審査特別委員会

委員長 小 倉 博